北海道

資料11

「北海道歯科保健医療推進計画」（素案）
概　要

令和６年（2024年）１月２３日（火）
北海道上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室

第１章　計画策定の趣旨

１　策定の趣旨及び背景	○「北海道歯・口腔の健康づくり８０２０推進条例」に基づき、道民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定。
２　計画の位置づけと他計画との連携及び画期間	○「歯科口腔保健の推進に関する法律」に基づく都道府県計画。 ○「新・北海道総合計画」（安心で質の高い医療・福祉サービスの強化）分野における「道民の一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進と疾病の予防」に位置づけ。 ○「北海道健康増進計画」及び「北海道医療計画」と整合性を図りながら推進。 ○令和６年度から令和17年度までの12年間。
３　基本方針と目指す方向	○全ての道民の健康の維持増進が図られるよう支援する環境づくりを行うことを基本方針とする。 ○生涯にわたって食べる楽しみを享受できる生活の実現を目指す。
４　推進体制と進行管理	○ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的にとらえた健康づくりをいう。）に基づく取組の推進。 ○各施策の適切なPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に沿った取組の実施により、計画の進行管理。

第２章　歯科保健医療推進のための施策

テーマ	基本的目標	主な施策（◎重点施策）	主な指標	
1むし歯の予防	フッ化物の利用を普及させ、むし歯が原因で歯を失うリスクを低下させる。	◎保育所・小学校等におけるフッ化物洗口の推進 ・幼児期におけるフッ化物利用（フッ化物塗布、フッ化物配合歯磨剤）の普及	むし歯のない12歳児の割合	90.0%以上
			フッ化物洗口実施市町村数	179市町村
2歯周病の予防	口腔保健行動の改善によるセルフケアの習慣化と定期的な歯科受診により、歯周病が原因で歯を失うリスクを低下させる。	◎定期的な歯科健診・適切な保健指導を受ける機会の確保 ・歯周病と糖尿病、喫煙、全身疾患に関わる医科歯科連携の推進	過去1年間に歯科健診を受診した人の割合	70.0%以上
			60歳で24本以上の歯を有する人の割合	95.0%以上
3高齢期の歯科保健医療の推進	高齢者が口腔機能を維持し、最期まで口から食べることができる。	◎高齢者の口腔機能の維持・向上の推進 ・医療・介護等の関連領域・関係職種間連携の推進	80歳での咀嚼良好者の割合	70.0%以上
			80歳で20本以上の歯を有する人の割合	75.0%以上
4障がい者（児）、要介護者への歯科保健医療の推進	障がいのある人、要介護者が歯科保健医療サービスを利用しやすくなる。	◎障がい者歯科医療協力医・協力歯科衛生士の確保と歯科医療ネットワークの充実	北海道障がい者歯科医療協力医数・協力歯科衛生士のいる市町村数	90市町村以上

第３章　歯科保健医療サービスの提供のための基盤整備

テーマ	施策
１普及啓発	
（１）8020（ハチマルニイマル）運動の推進	○北海道歯・口腔の健康づくり８０２０推進週間等による、道民の歯・口腔の健康づくりにかかる普及啓発。
（２）口腔機能の獲得・維持向上	○健康で質の高い生活の確保するための、ライフステージごとの特性やライフコースアプローチを踏まえた普及啓発。
２歯科保健医療情報の収集及び提供	
（１）歯科保健医療に関する調査研究の推進	○地域における歯・口の健康づくりや歯科医療提供体制に関する課題の把握、解決するための方策に係る調査研究。
（２）道民歯科保健実態調査の実施	○道民の歯・口腔の健康づくり推進のための歯科保健実態調査の実施。
（３）市町村における歯科保健対策の実施状況の把握	○市町村における歯科保健対策実施状況の把握し、ホームページ等を活用した情報提供。
（４）学校保健調査の実施	○道内の保育所や小、中、高等学校等におけるむし歯の状況把握。
（５）医療機能情報の提供	○インターネット上への医療機関情報の提供。
３歯科医療提供体制の充実	
（１）歯科医療従事者の確保・育成	○地域の歯科保健医療提供体制の状況、歯科医療従事者の配置状況等の把握・分析と地域の実情を踏まえた取組の推進。
（２）高次歯科医療の確保と歯科医療における病診連携の推進	○高次歯科医療の確保と歯科医療における病診連携の推進。
（３）救急歯科医療の確保	○歯科医師会が実施する歯科保健センター等における救急歯科医療体制の支援。
（４）離島及びへき地における歯科保健医療の確保	○離島（羽幌町天売・焼尻）の歯科保健医療を確保するため、歯科診療班を派遣。
（５）歯科医療安全体制の推進	○歯科医師会と連携した初期救命救急及び院内感染対策の推進。
（６）HIV感染者/AIDS患者の歯科医療の確保	○HIV感染者/AIDS患者に対する歯科診療体制確保に向けた、研修会の開催。
（７）病診連携及び医科歯科連携の推進	○がん・脳卒中等の疾患を有する患者における病診連携及び医科歯科連携の推進。 ○糖尿病患者入院医療機関での歯科保健指導や健康教育の実施などによる医科歯科連携の推進。